



24920-1393
令和3年8月20日

公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部
本部長 岩元 伸二 様

宮崎県環境管理課長
(公 印 省 略)

土壤汚染対策法に基づく「一定規模以上の土地の形質の変更の届出」等の義務について（依頼）

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4条第1項では、一定規模以上の土地の形質の変更（切土や盛土を伴う行為）を行う場合には、着手する30日前までに知事（対象地が宮崎市内の場合は宮崎市長）へ届け出ることを義務付けています。

しかしながら、国から、自治体を実施する公共工事のうち、当該届出を行わないまま着手した事案が相当数ある等、届出の義務に関する注意喚起の通知（別紙1参照）があり、これを受けて県関係部局に周知や調査を行ったところ、無届出事案が多数確認され、届出の指導やプレス公表（別紙2参照）を行ったところです。

また、民間の工事におきましても、届出の遅延等が散見されているところがあります。

つきましては、同届出が切土等の形質を変更する土地において、砒素やベンゼン等の特定有害物質による汚染のおそれの有無を事前に確認し、汚染された土壤の拡散等のリスクを未然に防止する制度であることから、同届出の義務について、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

なお、本届出についての詳細は、県のホームページに案内しておりますので御確認ください。

問い合わせ先
水保全対策担当 和田、田中
TEL 0985-26-7085
E-mail:kankyokanri@pref.miyazaki.lg.jp

事務連絡
令和 2 年 11 月 10 日

都道府県・政令市土壤環境保全部局担当者殿

環境省水・大気環境局土壤環境課

土壤汚染対策法に基づく届出等の義務について（再注意喚起）

日頃から、土壤環境行政の推進につきまして、種々御配意を賜り、感謝申し上げます。

さて、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）については、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知）等において、厳正かつ実効性のある施行について、同通知等に示された事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いしているところです。

また、平成 31 年 4 月には、自治体が実施する公共事業のうち、相当数の事業において、法第 4 条第 1 項に基づく届出が行われなまま着工した事案があった旨の報告があったことを受け、同月、当課より貴自治体あて事務連絡「土壤汚染対策法に基づく届出等の義務について（注意喚起）」を発送し、公共事業を含めて、法に基づく届出が適切にされるよう、注意喚起を行ったところです。

今般、昨年 4 月に報告があった自治体とは別の自治体が発注した複数の公共工事において、法第 4 条第 1 項に基づく届出を行わないまま着工したとして、当該自治体の工事を担当した複数の職員が土壤汚染対策法違反の疑いで書類送検されたことを受け、届出の義務に関する再度の注意喚起と、関連部局への周知の徹底をお願いするものです。

法第 4 条第 1 項に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者に対しては罰則（3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金）が設けられており、公共工事において届出が適切に行われなかった場合、自治体職員が刑事罰に問われる可能性があります。

各都道府県・政令市におかれましては、改めて公共事業を含めて、法の厳正かつ実効性のある施行がなされるよう、土木建築、農林等の土地の形質の変更を伴う事業を実施する担当部局及び各都道府県においては管下市町村等に対して、周知を徹底するとともに、引き続き、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発許可担当部局、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく工事許可担当部局等との緊密な連携に努めるようお願いいたします。また、必要に応じて、説明会を実施するなど、幅広い周知を行うようお願いいたします。

【連絡先】

環境省水・大気環境局土壤環境課
担当：山田・田村・大澤
電話：03-5521-8338（内線 6592）
FAX：03-3501-2717
E-mail：mizu-dojo@env.go.jp

- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知）（p. 32, 33 より抜粋）

土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）は平成 29 年 5 月 19 日に公布され、改正法第 1 条については、平成 30 年 4 月 1 日から施行され（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 29 年政令第 268 号））、改正法第 2 条については、平成 31 年 4 月 1 日から施行される（土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 30 年政令第 282 号））。

（略）

貴職におかれては、改正法による改正後の土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力をお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いしたい。

（略）

第 1・第 2 （略）

第 3 土壤汚染状況調査

1 （略）

2. 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査

(1) 趣旨

土地の形質の変更は、施行時の基準不適合土壌の飛散、基準不適合土壌が帯水層に接することによる地下水汚染の発生、掘削された基準不適合土壌の運搬等による汚染の拡散のリスクを伴うものである。このため、一定規模以上の土地の形質の変更を行う者に対し、その旨を事前に届け出させるとともに、都道府県知事は、当該土地において土壤汚染のおそれがある場合には、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査の実施及びその結果の報告を命ずることができることとしている（法第 4 条）。

(2) 土地の形質の変更の届出

環境省令で定める規模以上の土地の形質の変更をしようとする者は、着手日の 30 日前までに、当該形質の変更をしようとする土地の所在地等を都道府県知事に届け出なければならない（法第 4 条第 1 項）。この環境省令で定める規模は、3,000 平方メートルとしている。ただし、法第 3 条第 1 項ただし書の確認を受けた土地と同様に（1(4)⑤参照）、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等については、900 平方メートルとすることとした（規則第 22 条）。

① 届出義務の対象となる土地の形質の変更

（中略）

当該届出は、②の届出義務者が自らその義務の発生を自覚し、行うべきものであることはもちろんであるが、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく

開発許可担当部局、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく工事許可担当部局等が情報を有している場合があることから、必要に応じ、これらの部局との連携をとり、当該届出義務の履行の確保を図るよう努めることとされたい。（以下略）

ア. ～イ. （略）

② 届出義務者

当該届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者である。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当する。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なるが、一般的には発注者が該当するものと考えられる。

③～④ （略）

(3)～(7) （略）

● 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）（抄）

（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

第 4 条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第 1 項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2～3 （略）

（罰則）

第 66 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第 4 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、土地の形質の変更をした者
- 三～十一 （略）

● 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）（抄）

（法第 4 条第 1 項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第22条 法第4条第1項の環境省令で定める規模は、3,000平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあっては、900平方メートルとする。

（法第4条第1項の土地の形質の変更の届出）

第23条 法第4条第1項の届出は、様式第6による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 二 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

第24条 法第4条第1項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ
- 四 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第1項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類

（法第4条第1項の土地の形質の変更の届出を要しない行為）

第25条 法第4条第1項第2号の環境省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次のいずれにも該当しない行為

- イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
- ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50センチメートル以上であること。

二～五 （略）

Press Release

令和3年6月9日

県発注工事に係る土壌汚染対策法の届出状況等について

本県が発注した公共工事におきまして、土壌汚染対策法に基づく知事等への届出を行わずに工事に着手した事案が確認されました。

なお、県への届出が必要な事案については全て届出が提出され、審査したところ、土壌汚染のおそれは確認されませんでした。

1 土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出について

道路や砂防等の建設工事で、土地の形質を一定規模（3,000㎡）以上変更する場合、その30日前までに知事（宮崎市域は宮崎市長）に届出が必要です。

届出書により、掘削等の形質を変更する土地に有害物質基準不適合状態の土壌がないかを確認し、汚染された土壌の拡散等のリスクを未然に防止する制度です。

2 経緯・対応等

① 令和2年11月、環境省から都道府県等に対し、土壌汚染対策法に基づく届出義務の遵守等に関する注意喚起の通知があり、県関係部局に同通知を発出したところ、令和3年3月までに無届事案が複数判明(17件)したが、速やかな届出を指導し、審査の結果、土壌汚染は確認されませんでした。

② 無届事案が判明したことから、法の遵守や土壌汚染の有無等の状況を把握するため、4月から5月中旬までの間、県発注工事に関する調査を実施しました。

3 調査の内容等

① 調査対象機関：知事部局及び外局等全ての行政機関

② 調査対象期間：平成22年度～令和2年度 ※届出が制度化された平成22年度以降

③ 調査項目：要届出件数、無届出件数

4 調査結果等

- 調査の結果、無届出件数が120件判明し、届出を指導しました。
- 120件のうち、宮崎市届出分の16件を除く104件の審査を行い、土壌汚染のおそれがないことを確認済です。
- 無届事案発生の原因としては、法の認識不足が考えられます。

部局	要届出件数	無届出件数
環境森林部	37	36
農政水産部	39	23
県土整備部	138	61
その他部局	5	0
合計	219	120

5 今後の対応

法令に基づく手続を定期的に周知するとともに、発注部局においてもチェック体制を強化するなど、法令遵守の徹底と再発防止に努めてまいります。

(お問い合わせ先)

○土壌汚染対策法に関すること

環境森林部環境管理課水保全対策担当 担当者：田中、和田
電話：0985-26-7085（内線 2381）

○公共工事に関すること

環境森林部森林経営課森林路網担当 担当者：平田、三林
電話：0985-26-7162（内線 2855）

農政水産部農村整備課農村整備担当 担当者：田口、上野
電話：0985-26-7168（内線 2657）

県土整備部技術企画課技術調整担当 担当者：湯浅、河野
電話：0985-26-7178（内線 6938）